

総合評価落札方式に係る「技術資料」の よくある誤りについて

北海道建設部建築局計画管理課

本資料は、総合評価落札方式において提出された「技術資料」
において、よく見受けられる誤りについて取りまとめたものです。

「技術資料」作成の参考としてご活用ください。

なお、事前登録を活用すると、誤りによる下方修正を防ぐことが
可能な場合がありますので、併せてご活用ください。

- 1 技術資料の提出について
- 2 技術資料の誤り事例について
 - (1-1) 技術評価項目申請書（各種情報）
 - (1-2) 技術評価項目申請書（評価点）
 - (2-1) 簡易な施工計画（資料枚数）
 - (2-2) 簡易な施工計画（NETIS）
 - (3) 工事施工成績評定
 - (4) 地域精通度（施工実績）
 - (5) 新規の雇用
 - (6) 高年齢者継続雇用
 - (7) 円滑な事業執行への貢献
 - (8) 地域建設業経営環境評価
- 3 事前登録について

1 技術資料の提出について

- ◆技術資料の提出については、電子入札システム又は紙による提出方法があります。下記の点に留意して、提出してください。特に、電子入札システムの場合、2つのデータ（エクセル及びPDF）を提出していない事例が散見されますのでご留意願います。

【電子入札システムの場合】

「**技術評価項目申請書（エクセル）**」と「**申請書及び根拠資料をPDF化したもの**」の2つのデータを圧縮フォルダにまとめ、電子入札システム画面の「**提案**」の枠に提出してください。

※根拠資料が参加資格確認用書類と同じであっても、提出を省略しないでください。

【紙の場合】

「**技術評価項目申請書（エクセル）**」と「**申請書及び根拠資料をPDF化したもの**」の2つのデータをCDにまとめ、紙で印刷したものと併せて提出してください。

- ◆発注者は、**提出期間の最終日以降に技術資料を確認します**ので、添付漏れ（単純ミス）の誤りを含め、提出期間後の追加提出や差し替えは認められません。

提出期限内であれば、随時、資料の修正が可能です。

※電子入札システムで提出した場合、道で再提出の処理を行わなければいけないため、資料の修正を行いたい旨、計画管理課までご連絡ください。

※事前登録を活用することで、誤りを防ぐことができます。

詳細は、12ページをご覧ください。

2 技術資料の誤り事例について

(1-1) 技術評価項目申請書 (各種情報)

- ◆競争入札参加希望者の各種情報が記載されていない場合があります。
減点にはなりませんが、**メールアドレスは評価結果通知を送付する際の宛先**となりますので、誤りのないよう入力してください。
- ◆様式・根拠資料・事前登録のチェック欄に、提出した様式等をチェックしていない場合があります。
減点にはなりませんが、確認する際に使用しますので、チェックしてください。

提出日: _____

技術評価項目申請書

北海道建設部長 様

競争入札参加希望者
※共同企業体の場合はその組織体名(住所以下は代表窓口)について記入し、別紙1にすべての構成員を記入すること。
 商号又は名称
 建設工事等競争入札参加資格者名簿登録番号
 住所
 代表者(役職・氏名)
 連絡窓口(部署・氏名)
 電話番号
 メールアドレス

次の工事について、技術評価項目申請書及び根拠資料を提出します。内容については事実と相違ないことを誓約します。
 なお、申請書及び根拠資料に錯誤又は遺漏がある場合、項目毎の評価点の上方修正はされず下方修正されることについて承諾いたします。
 また、「減点項目」に該当する場合、発注者による修正について承諾いたします。

工事番号: ●●●●
 工事名: ●●●●

自己採点表及び審査表 ※共同企業体の場合、その組織体の評価点(自己採点)を記入すること。

技術評価項目	No.	配点	評価点 (自己採点)	評価点 (審査結果)	様式	根拠資料	事前登録
					提出(事前登録の場合は活用)の項目にチェック「イ」してください。		
1 簡易な 施工計画 (I・II型)	1	-	-	-	様式1	カタログ等資料	-
	様式2				-		
	様式3				-		
2 企業の 施工能力	1	(1)	7.50		様式4	-	-
	2	(2)	0.50			賞状	-
	3	(3)	0.50			登録証	-
	4	(4)	1.50			実績証明資料	-
配置予定	5	(5)	2.00		資格証明資料	-	

2 技術資料の誤り事例について

(1-2) 技術評価項目申請書 (評価点)

◆申請書に記載のとおり、申請書及び根拠資料に錯誤又は遺漏がある場合、評価点は上方修正されず下方修正されます。

例1) 評価点 (自己採点) に記載した点数が、根拠資料を確認した結果より高く申請した場合→**本来の点数で評価します。**【下方修正】

例2) 評価点 (自己採点) に記載した点数が、根拠資料を確認した結果より低く申請した場合→**記載されていた点数で評価します。**【上方修正しない】

※根拠資料の添付が正しくされていても、評価点 (自己採点) に記載がない場合→0点で評価します。【上方修正しない】

●上方修正はしないため、評価点を正しく記載してください。

提出日: []

技術評価項目申請書

北海道建設部長 様

競争入札参加希望者
※共同企業体の場合はその組織体名(住所以下は代表窓口)について記入し、別紙1にすべての構成員を記入すること。
 商号又は名称
 建設工事等競争入札参加資格者名簿登録番号
 住所
 代表者(役職・氏名)
 連絡窓口(部署・氏名)
 電話番号
 メールアドレス

次工事について、技術評価項目申請書及び根拠資料を提出します。内容については事実と相違ないことを誓約します。
なお、申請書及び根拠資料に錯誤又は遺漏がある場合、項目毎の評価点の上方修正はされず下方修正されることについて承諾いたします。また、「減点項目」に該当する場合、発注者による修正について承諾いたします。

工事番号: ●●●●
 工事名: ●●●●

自己採点表及び審査表 ※共同企業体の場合、その組織体の評価点(自己採点)を記入すること。

技術評価項目		No.	配点	評価点 (自己採点)	評価点 (審査結果)	様式	根拠資料	事前登録
						提出(事前登録の場合は採用)の項目にチェック「✓」してください。		
1	簡易な施工計画(1・II型)					様式1		-
	工程管理に係る技術的所見							
	品質管理に係る技術的所見					様式2	カタログ等資料	-
	施工上の対処すべき技術的所見					様式3		-
2	企業の実績							
	工事施行成績評定	(1)	7.0					
	工事等優秀者表彰	(2)	0.5				賞状	
	ISOマネジメントシステム	(3)	0.5				登録証	
	地域精通度(施工実績)	(4)	1.50				業績証明書	-
配置予定	主任(監理)技術者の資格	(5)	2.00				資格証明書	-

2 技術資料の誤り事例について

(2-1) 簡易な施工計画 (資料枚数)

◆技術的所見毎に資料を添付することができますが、NETIS掲載技術が無い場合、1 事項毎にA4用紙 1 枚までの添付のみを認めていますのでご注意ください。

例 1) 工程管理に係る技術的所見で、「市街地における～事項」に対してA4用紙 3 枚の資料を添付した場合

→ 1 事項に対しての添付可能枚数を超えているため、原則**評価しません。**

例 2) NETIS掲載技術の登録番号を記載しているのに、A4用紙 1 枚の資料を添付した場合

→ NETIS番号のみを記載することとしているため、原則**評価しません。**

●NETIS番号を記載した場合は、資料の添付はしないでください。

●A4用紙 1 枚を超える資料の添付はしないでください。

(様式1) 施工計画審査タイプI・II型

簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工 事 名 : ●●●●

商号又は名称: _____

事項	所見の具体的内容	評価	履行確認
(例) (1) 市街地における交通事情や周辺施設等への配慮を要する場合において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項	1 事項毎にA4用紙 1 枚までの添付が可能です。		
(例) (2) 工事を所定の工期内に完成させる			

2 技術資料の誤り事例について

(2-2) 簡易な施工計画 (NETIS)

◆NETIS掲載の新技术、新工法を記載する場合は、NETIS番号を明記することとしていますが、番号等の間違いにより新技术が特定できない場合は評価しません。

例1) NETIS番号を掲載しているが、併せて記載した技術の名称と不一致である場合
→使用する新技术が特定できないため、**評価しません。**

例2) NETIS番号を記載しているが、登録されていない番号である場合
→使用する新技术が特定できないため、**評価しません。**

●NETIS番号は、正しく記載してください。

●NETISの登録期間内であるか、確認してください。

●登録期間が過ぎた技術については、NETIS番号のみを記載しないでください。
記載例) IDNETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇

2 技術資料の誤り事例について

(3) 工事施工成績評定

◆北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事の過去8年間の平均点を評価基準と照らし合わせ、評価点を算出します。

また、**実績がない企業は、工事施工成績を65点として扱います。**

例) 実績がないため、評価値が0点だと思い、0点で申請した場合

→本来であれば、65点の工事施工成績として扱い、3点の評価点となりますが、申請された点数から上方修正できないため、**0点で評価します。**

- 北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事以外の工事を含めないでください。
- 共同企業体の場合、出資比率が20%以上の場合を評価します。
- 計画管理課ホームページに工事施工成績を公表していますので参考としてください。
URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/182254.html>
- 実績がない場合でも、3点の評価点となりますのでご注意ください。**

技術評価項目		評価基準		評価点
企業の 施工能力	工事施工成績	過去8年間の北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事の当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事施工成績の平均点	85点 ≤ 平均点	7.50
			83点 ≤ 平均点 < 85点	7.00
			81点 ≤ 平均点 < 83点	6.50
			79点 ≤ 平均点 < 81点	6.00
			77点 ≤ 平均点 < 79点	5.50
			75点 ≤ 平均点 < 77点	5.00
			73点 ≤ 平均点 < 75点	4.50
			71点 ≤ 平均点 < 73点	4.00
			69点 < 平均点 < 71点	3.50
	平均点 < 69点	3.00		

2 技術資料の誤り事例について

(4) 地域精通度（施工実績）

◆過去15年間元請けとして施工した工事で、入札参加資格要件の類似工事の施工実績と同じ要件を満たした工事を評価対象とします。

例1) 入札参加資格要件の類似工事の施工実績を満たしていない工事の場合

→評価対象工事ではないため、**評価しません。**

例2) 入札参加資格要件の類似工事の施工実績を満たしているが、当該工事箇所が存する市町村内又は総合振興局（振興局）管内ではない工事の場合

→評価対象工事ではないため、**評価しません。**

●入札参加資格要件の類似工事の施工実績を満たしていることを確認してください。

●工事箇所が、当該工事箇所が存する市町村内又は総合振興局（振興局）管内であることを確認してください。

●共同企業体の場合、出資比率が20%以上の場合を評価します。

2 技術資料の誤り事例について

(5) 新規の雇用

- ◆過去5年間に新卒者、離職者の雇用実績があった場合を評価対象とします。
 - 例1) 離職者を雇用しているが、前職が建設業の許可を受けている企業ではない場合
→評価対象ではないため、**評価しません。**
 - 例2) 雇用契約書、出勤簿、賃金台帳を添付しているが、3か月以上の継続雇用関係が確認できない場合
→雇用期間・雇用関係が確認できないため、**評価しません。**

- 離職者を雇用した場合、解雇通知書や離職証明書の添付をしてください。
- 前職が建設業の許可を受けている企業であった場合のみ評価します。
- 継続雇用関係を確認するため、**雇用期間の定めが明記されている雇用契約書等**を添付してください。
- 公告日の月の初日の時点で、3か月以上**の継続雇用されていることが確認できる書類（出勤簿、賃金台帳）を添付してください。
- 採用時点で満35歳未満の者である必要があります。

2 技術資料の誤り事例について

(6) 高年齢者継続雇用

◆高年齢者継続雇用の取組を行っている場合を評価対象とします。

例) 雇用契約書を添付してるが、1年以上継続雇用していることが確認できない場合
→雇用期間・雇用関係が確認できないため、**評価しません。**

●**公告日の月の初日の時点で、1年以上**の継続雇用されていることが確認できる書類
(出勤簿、賃金台帳)を添付してください。

●継続雇用関係を確認するため、**雇用期間の定めが明記されている又は一定期間(1か月、6か月等)の雇用期間が反復更新されているのを確認できる雇用契約書等**を添付してください。

●前年度の4月1日時点で満65歳以上の者である必要があります。

2 技術資料の誤り事例について

(7) 円滑な事業執行への貢献

- ◆重点工事に指定された工事の受注者が、加点申請した場合を評価対象とします。
 - 例1) 特記仕様書に記載のある、「33.重点的な監督業務の実施」の適用を重点工事に指定されたと思い、加点申請した場合
→評価対象ではないため、**評価しません。**
 - 例2) 過去に加点申請して工事を受注し、再度同じ工事で加点申請した場合
→評価対象ではないため、**評価しません。**

●特記仕様書記載のある、「33.重点的な監督業務の実施」の適用とは異なりますので、ご注意ください。

●重点工事に指定された工事は、計画管理課ホームページに公表していますので参考としてください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/182254.html>

●加点申請できるのは、指定された工事の**完成年度の次年度以降から3か年度**となりますので、ご注意ください。

●**加点申請をして工事を受注した場合は、**それ以降の工事で**再度加点申請はできません**ので、ご注意ください。

2 技術資料の誤り事例について

(8) 地域建設業経営環境評価

◆元請けとして建築局（建築保全課を除く）と契約した工事の年平均受注係数や未完成工事件数から評価比率を算出し、評価基準と照らし合わせ、評価点を算出します。

例) 未完成工事がなく、評価比率が0で算出され、評価点が0だと思い、0点で申請した場合

→本来であれば、3点の評価点となりますが、申請された点数から上方修正できないため、**0点で評価します。**

●**未完成工事がなく、評価比率が0となりますが、3点の評価点となりますのでご注意ください。**

技術評価項目	評価基準	評価点
地域建設業経営環境評価	$0 \leq \text{評価比率} < 0.25$	3.0
	$0.25 \leq \text{評価比率} < 0.50$	2.4
	$0.50 \leq \text{評価比率} < 0.75$	1.8
	$0.75 \leq \text{評価比率} < 1.00$	1.2
	$1.00 \leq \text{評価比率} < 1.25$	0.6
	$1.25 \leq \text{評価比率}$	0.0

●年平均受注係数を算出する際の受注実績については、計画管理課ホームページに公表していますので参考としてください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/182254.html>

●初年度のでき形が0%で設定されている工事の入札に参加する場合、年度内に完成予定の未完成工事は未完成工事件数から除外して計算できます。

3 事前登録について

◆北海道建設部建築局において、簡易型総合評価落札方式により発注する工事における技術評価項目申請の入札毎に変動しない項目に限り、事前登録を実施しています。

◆事前登録を行うことにより、登録済の項目に係る添付書類を省略でき、申請の事務軽減につながります。

また、添付漏れや記載誤り等の単純ミスによる下方修正を防ぐことができる場合がありますので、積極的なご活用を検討ください。

◆事前登録の手続きをする際は、入札時と異なり、書類に誤りがあっても修正することができます。

◆事前登録をすることができる技術評価項目は、以下のとおりです。

- 企業の施工能力（工事施工成績評価、工事等優秀者表彰。ISO9001）
- 担い手の育成・確保（技術職員の育成・確保、労働環境改善）
- 地域の守り手確保（多様な雇用への取組、環境対策の認定制度等）

◆事前登録の手続き等につきましては、計画管理課ホームページに公表していますので参考としてください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/182254.html>

※手続きのタイミングによっては、参加する入札までに事前登録が完了しない場合がありますので、その際は、通常どおりの申請をお願いします。